

令和5年度
新潟市ひまわりクラブ入会案内

1 新潟市ひまわりクラブとは

ひまわりクラブは、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の健全育成を図るための施設です。児童福祉法や新潟市条例等、関連法令に基づく「放課後児童健全育成事業」として、安全で適切な遊びや望ましい生活体験の場を提供し、クラブを利用する児童の健全な育成を図ります。

2 入会対象児童

ひまわりクラブに入会を希望する児童は、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 新潟市に住所を有する児童
- (2) 小学校に就学している児童
- (3) 労働等により、昼間、保護者のいない家庭の児童

※具体的には「勤務時間が午後1時30分以降まであり、勤務日数が週3日以上」等。

※クラブの管理運営上、入会をお断りすることがあります。

※入会について、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

※入会后、労働等の現況調査のため、再度、就労証明書を提出いただくことがあります。

3 開所日時・閉所日

- (1) 開所日時

学校の平常授業期間	放課後から午後6時30分まで
土曜日、学校の臨時休業日、 春・夏・秋・冬休み期間	午前8時から午後6時30分まで

- (2) 閉所日

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は閉所。

4 費用負担

- (1) 利用料 児童1人につき月額8,400円

- ・利用料については、口座振替を基本とします。金融機関窓口、区役所窓口での納付を希望される方はご相談ください。なお、「ゆうちょ銀行」における窓口納付はできませんので、ご注意ください。
- ・令和4年度（令和3年分所得）の市民税所得割額（両親の合計額）が一定額未満の世帯については、申請いただくことにより、免除が適用されます。また、多子世帯への利用料免除も行っています。免除適用後の利用料の金額については、別表「免除区分と免除適用後の月額利用料」をご覧ください。

- (2) ひまわりクラブ活動費 月額2,000円程度

- ・ひまわりクラブ活動費（おやつ代・行事費）は、クラブごと（指定管理者ごと）により納入方法が異なりますので、直接クラブへご確認ください。

【 別表・免除区分と免除適用後の月額利用料 】

免除区分 (保護者の令和4年度市町村民税所得割額の合計)		月額利用料			
		第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯		0円	0円	0円	
市民税非課税世帯		2,300円	1,150円	0円	
市 町 村 民 税 所 得 割 額	市民税 8%課税額 (政令指定都市)	市民税 6%課税額 (政令指定都市以外)			
	64,800円未満	48,600円未満	3,450円	1,700円	0円
	64,800円以上 129,300円未満	48,600円以上 97,000円未満	4,600円	2,300円	0円
	129,300円以上 186,600円未満	97,000円以上 140,000円未満	5,550円	2,750円	0円
	186,600円以上 313,300円未満	140,000円以上 235,000円未満	6,500円	3,250円	0円
	313,300円以上 448,000円未満	235,000円以上 336,000円未満	7,450円	3,700円	0円
	448,000円以上	336,000円以上	8,400円	8,400円	8,400円

※利用料及び利用料の減免区分は、変更になる場合があります。

※この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を用います。

※所得割額から28,400円(6%課税額の場合は、21,300円)控除した額を用います。

■2019年4月より

(1) 市民税所得割の税率が6%から8%に変更となりました。ひまわりクラブ利用料は従来通り6%の課税額で算定しますが、市民税通知には8%課税額が表示されているため、上記表内の8%課税額に換算した「市民税額(8%課税額)」で確認してください。(あくまで目安のため、実際の区分と異なる場合もあります)

(2) 新潟市外からの転入等で、市町村民税が新潟市以外で課税されている場合は、下記をご確認ください。

- ・新潟市以外の政令指定都市で課税されている場合 :市民税 8%課税額
- ・政令指定都市以外の市区町村で課税されている場合:市民税 6%課税額

5 入会（再入会）申請書類

新潟市ひまわりクラブ入会許可申請書	児童1人につき1通
就労証明書	保護者1人につき1通
新潟市ひまわりクラブ利用料免除申請書（利用料免除申請する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・入会申請するたびに提出してください。前年度から引き続きひまわりクラブの入会を希望される方についても提出が必要です。 ・利用料免除申請書の提出が遅れた場合、申請月の翌月からの適用になります。 ・令和4年1月1日現在、新潟市以外に住民票があった方は、住民票があった市区町村から「令和4年度（令和3年分所得）市町村民税課税証明書」を交付してもらい、提出してください。（保護者1人につき1通） ・生活保護受給者は、生活保護受給証明書を提出してください。 	児童1人につき1通
新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替依頼書 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出してください 	児童1人につき1通
そのほか <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動費の支払い手続きについては、各クラブへご確認ください 	児童1人につき1通

6 入会手続き

- (1) 入会申請書等の書類は、各ひまわりクラブに備えてあります。原則として、在籍している小学校のひまわりクラブで入会手続きを行ってください。
- (2) 令和4年度在籍児童で令和5年4月からの継続入会は、令和4年11月24日（木）までに提出してください。
- (3) 令和5年4月からの新入会は令和4年12月2日（金）までに、令和5年8月入会は令和5年7月7日（金）までに提出してください。
- (4) 受入れ準備のため入会希望日の2週間前までに必要書類を提出してください。（不備がある場合は希望日に入会できません）

7 その他

- (1) 提出された書類については、後日、電話等で確認させていただくことがあります。
- (2) 提出された書類の内容に変更が生じた場合、または、家庭状況に変更があった場

合、改めて書類の提出をお願いします。

- (3) 入会を許可する児童については、後日、入会許可書を保護者宛にお送りします。
- (4) 入会后、ひまわりクラブを退会する場合は、退会届をすみやかに提出してください。退会届の提出がないと、利用料が発生しますので、ご注意ください。
- (5) 月途中の入会や退会の場合でも、その月分は利用料及びクラブ活動費がかかりますので、ご承知ください。
- (6) ひまわりクラブは、児童の健全育成を目的に設置しております。塾のような学習指導は行いませんので、ご承知ください。
- (7) 児童の故意による器物破損については、保護者に賠償責任が発生する場合がありますので、その旨ご了承ください。
- (8) 次に該当する場合は、入会許可の取り消し、または、クラブ利用の一時停止をすることがありますので、ご注意ください。
 - ① クラブの管理運営上、支障があると認めた場合
 - ② 入会の要件を満たさなくなった場合
 - ③ 正当な理由なく、クラブ活動費及び利用料を滞納した場合
- (9) 提出された書類や個人の情報は適切に保管・管理します。

8 問い合わせ先

不明な点や質問等は、原則として各ひまわりクラブへお問い合わせください。

(平日：午後 1 時～午後 6 時 30 分、土曜日：午前 8 時～午後 6 時 30 分)

上記時間外は下記へお問い合わせください。

新潟市こども未来部こども政策課

TEL 025-226-1197